

『「人道に対する罪」の誕生
ニュルンベルク裁判の成立をめぐる』[清水正義 著]
(丸善出版, 2011年)

福永美和子

第二次世界大戦中、ユダヤ人虐殺や占領地域での残虐行為などナチ・ドイツによる暴力犯罪を目の当たりにした連合国は、終戦後、それらを裁くためにニュルンベルク国際軍事法廷を設立し、人道に対する罪という新たな犯罪概念を規定した。人道に対する罪は今日、国際刑事裁判所（ICC）の管轄犯罪としてICC規程に定められるなど、国際刑法上の主要な犯罪概念として定着している。本書は、このように国際刑法や国際刑事司法、国際人権法の発展に大きな影響を与えてきた人道に対する罪の成立期に遡り、それがいかにして創出されたかを論じた著作である。イギリス及びアメリカの外交・軍事部門を中心に、両国の公文書に基づいて、おもに第二次世界大戦初期からニュルンベルク裁判が実施されるまでの過程を分析している。

本書は6章から構成され、第1章ではニュルンベルク裁判の成立史に関する先行研究を検証している。筆者は従来の研究の問題点として、ローズヴェルト大統領をはじめアメリカの政府当局者が一貫して戦犯の処罰に積極的な姿勢を示していたかのような記述が多く見られることを挙げ、米国の政策も含め、裁判までの道程は対立や矛盾に彩られた複雑なプロセスであったと指摘している。また裁判の評価が米国の首席検察官ロバート・ジャクソンの訴追方針の下で中心を占めた平和に対する罪、すなわち侵略戦争の計画、準備や遂行に関与した責任の追及という観点に偏りがちであると述べ、むしろ20世紀に数多く生じた大規模な暴力犯罪の処罰に寄与し、その防波堤ともなり得る人道に対する罪概念の創出に、裁判のより重要な意義を認めている。本書の叙述にはこうした筆者の問題意識が反映されている。

第2章では前史として第一次世界大戦後のドイツ人戦犯処罰問題を取り上げ、ドイツ皇帝ヴィルヘルム2世を裁く国際法廷を設置し、さらに各国の法廷でドイツ人将兵の戦争犯罪を裁こうとした連合国の試みが大部分失敗に終わった経緯を論じている。

第3章以下が第二次世界大戦後のニュルンベルク裁判の成立及び人道に対する罪概念の創出を論じた本書の主要部分であり、イギリスの戦犯処罰政策を

扱った第3章では、同国がドイツ人戦犯の訴追に消極的な姿勢を取ったこと、それにはとりわけ、失敗に帰した第一次世界大戦後の戦犯処罰構想の轍を踏むべきでないという考えが影響を及ぼしていたことが指摘されている。1942年に英国政府が承認した指針は、ヒトラーらの指導層は司法手続きの対象としないこと、国際法廷は開かないことなどを定めていた。1943年に米英ソ連の3大国首脳により戦犯処罰に関するモスクワ宣言が出された後も、チャーチルは主要戦犯を裁判を経ずに射殺する考えを抱いていた。

続く第4章では1943年秋にロンドンで設立された連合国戦争犯罪委員会（UNWCC）の活動を取り上げ、委員会が戦犯処罰問題に意欲的に取り組み、枢軸国による犯罪の調査という任務の範囲にとどまらず、戦犯裁判の方式や訴追対象となる犯罪のカテゴリーについても活発に議論したことを明らかにしている。筆者は、1944年9月に提出された連合国戦争犯罪法廷設立協定草案について、後のニュルンベルク法廷の原型を示すとともに、法廷が管轄すべき犯罪の根拠として、「文明諸国民間に定立された慣習、人道の法則及び公共良心の要求より生ずる諸国民の法の諸原理」、「文明諸国民によって一般に認められた刑法の諸原理」が挙げられており、人道に対する罪概念の創出につながる最初の萌芽が見られると指摘している。

第5章では第二次世界大戦末期以降、ニュルンベルク法廷の設立と裁判の実施を主導したアメリカの戦犯処罰政策について論じている。1944年後半になって具体的な方策の検討が本格化した同国では、主要戦犯の即時処刑を唱えた財務長官モーゲンソーの案が退けられ、陸軍長官スティムソンの唱えた戦犯を司法によって裁く方針が採択される。ナチ・ドイツが開戦前に自国の政治的反対派やユダヤ人に対しておこなった迫害も含むナチ犯罪全体を裁くため、米国は陸軍省バーネイズ中佐の案に基づいて共同謀議を新たな訴因として導入し、欧州枢軸国の戦争犯罪の背後にはナチの教義と政策に基づく犯罪的な挑発的扇動があり、戦前の行為もこれに含まれるとする解釈を示した。

最後の第6章では、人道に対する罪を規定した国際軍事裁判所憲章の締結とニュルンベルク裁判での同罪の適用について論じている。ナチ・ドイツ降伏後の1945年8月、米英ソ連にフランスを加えた四連合国は米国の草案を基礎とする国際軍事裁判所憲章を採択し、ここに人道に対する罪という概念が正式に成立する。ただし、同憲章では人道に対する罪は平和に対する罪ないし戦争犯罪に関連してなされた場合のみ訴追されるという条件が付された。さらに翌年秋のニュルンベルク裁判の判決では、人道に対する罪がはじめて適用されたものの、1939年の開戦前におこなわれた犯罪については平和に対する罪や戦争犯

罪との関連性は十分に立証し得ないとする判断が下され、共同謀議についても侵略戦争に関してのみ認定された。そのため、人道に対する罪を新設した当初の意図が従来の戦争犯罪の枠を超えるナチ・ドイツの犯罪を裁くことにあったにも関わらず、ニュルンベルク裁判では開戦前のドイツ人に対する犯罪は裁かれず、また戦時中の犯罪に関しても人道に対する罪と戦争犯罪との区別が不明瞭なままとなった。

本書の大きな意義と特徴は第1に、人道に対する罪概念の創出という視点から、ニュルンベルク裁判の成立過程を再検証した点にある。同裁判は戦時下の犯罪について個人の責任を迫及した初の国際法廷であったが、その設立に際してはとりわけ、ナチ・ドイツが政治的、人種的、宗教的な理由から平時におこなった自国民の迫害や抹殺を含めて既存の戦時国際法では捉えきれない犯罪をどう処罰するか、それらの犯罪の訴追において、裁判の正当性や合法性をどう確保するのかという難題が浮上した。本書では人道に対する罪に焦点をあてた叙述により、未曾有の犯罪への対応を迫られた連合国の取り組みから、いかにして新たな法概念が生み出されたのか、人道に対する罪やそれを適用したニュルンベルク裁判がどのような意義を有し、いかなる限界をはらんだのかが浮き彫りにされ、踏み込んだ考察がなされている。

第2に、豊富な文書館史料を用いた歴史学的な分析により、人道に対する罪概念の創出やニュルンベルク裁判の実施に至る過程が詳細に跡づけられ、様々な見解、構想をめぐる応酬や、決定までの紆余曲折が明らかにされている。また、そこには法的な議論に加えて、戦争遂行や戦後のドイツ政策に関する各国の思惑、戦局の展開、世論の動向などの政治的要因が絡んでいたことが示されている。

こうした観点から本書の叙述を見ると、まず、イギリスがドイツの国内犯罪の訴追に一貫して慎重であったのに対して、アメリカが1944年秋以降、それも含むナチ・ドイツの犯罪全体の訴追を実施するために、新たな犯罪概念の創出やその適用を支える法的根拠の検討に積極的に取り組んでいたことが目を引く。ただし米国内でもスティムソンらの陸軍省と海軍省、国務省の間に方針の違いがあったのをはじめ、戦犯処罰に関する姿勢は決して一枚岩だったわけでも、単線的な発展を辿ったのでもなかったことが分かる。英米の対照的な姿勢は、第一次世界大戦後の戦犯処罰問題では、両国の代表も加わっていた戦争責任委員会が人道性の諸法に違反する行為を訴追対象とするよう勧告するなかで、米国が反対の立場を示していたことを考えると興味深い。

連合国戦争犯罪委員会が、戦犯裁判に関する決定に直接の影響を及ぼし得なかったものの、国際裁判の形式や新たな犯罪概念について先駆的な構想を提示していたこと、とりわけポーランドをはじめナチ・ドイツによって蹂躪された被害国が、委員会などにおいておこなった積極的な活動や働きかけが、裁判史の重要な一面を形作っていることを明らかにしているのも本書の叙述の特徴である。これに関しては、ユダヤ系ポーランド人の法学者ラファエル・レムキンが、ナチ・ドイツの暴力犯罪を踏まえてもう1つの新たな犯罪概念であるジェノサイド罪を考案したことが思い起こされる⁽¹⁾。

人道に対する罪概念創出の意義を明示することに重点を置いているためでもあると思われるが、ニュルンベルク裁判に際して人道に対する罪とともに新設された平和に対する罪や同罪に主眼を置いた裁判のあり方については、筆者はやや厳しい見方をしている。たしかに、侵略戦争を断罪することを前面に押し出した訴追によって、ホロコーストは後景に退いた。しかし他方で、裁判は起訴状での言及、ドキュメンタリー映像の上映や豊富な証拠資料の提示などを通じてホロコーストの究明に少なからぬ寄与をなしたとも指摘されており⁽²⁾、裁判の評価に際しては問題点と同時に、そうした成果の面も考慮すべきであろう。また、平和に対する罪は、とりわけ罪刑法定主義に違反するとして裁判当時から厳しい批判の的となり、第二次世界大戦後の紛争の処罰や防止に寄与し得なかったことも問題点として指摘されてきた。しかしながら今日、国際軍事裁判所憲章とニュルンベルク裁判の判決は慣習国際法上の侵略戦争の可罰性を基礎づける法的根拠と見なされ、平和に対する罪を継承した侵略犯罪は国際刑法上の主要な犯罪概念として位置づけられている⁽³⁾。また、大規模な残虐行為や人権侵害は、多くが内戦を含む戦争と関連して起きており、人道に反する犯罪を防ぐ上でも戦争の発生を防止することが重要である。そうした点を考えると、ニュルンベルク裁判で侵略戦争が裁かれたことは画期的な意義を有しており、険しい道のりであるとしても、その基盤の上に侵略犯罪に関する国際的な司法

(1) レムキンはニュルンベルク裁判の起訴状の作成に関してジャクソンを補佐するなど、同裁判や東京裁判にも関わった。またその著書 *Raphael Lemkin, Axis Rule in Occupied Europe. Laws of Occupation. Analysis of Government. Proposals for Redress*, Washington: Carnegie Endowment for International Peace, 1944 は、ニュルンベルク裁判の関係者にも広く読まれ、大きな影響を与えた。John Cooper, *Raphael Lemkin and the Struggle for the Genocide Convention*, Basingstoke: Palgrave Macmillan, 2008, pp. 56-75.

(2) Vgl. z. B. Annette Weinke, *Die Nürnberger Prozesse*, München: C. H. Beck, 2006, S. 47-53.

(3) ICC 規程の制定に際しては、侵略犯罪の定義について合意が成立しなかったが、2010年に開かれた規程の再検討会議において同罪の定義が採択されている。

制度の確立に向けた取り組みを続けていくことが求められるのではないだろうか。

最後に、この問題をめぐる日独の姿勢の違いと、本書が日本にとってのもつ意味について触れたい。旧西ドイツにおいてもとりわけ戦後初期には、ニュルンベルク裁判を「勝者の裁き」とする反発や批判的な声が強かったが、1990年代以降、裁判に対する見方は大きく変化している。ドイツはICCの創設を積極的に支援する政策を進め、ICCへの加盟に際しては新たに国際刑法典（Völkerstrafgesetzbuch）を制定した。それにより、すでに刑法に規定されていたジェノサイド罪に加えて、人道に対する罪と戦争犯罪も刑法に導入された。ニュルンベルク裁判について現在のドイツ政府は、重大犯罪の訴追に道を開き、ICCの創設につながる国際刑法や国際刑事司法の発展の基礎となった法廷として高く評価するとともに、ナチ・ドイツの犯罪がそうした発展の原動力となったことを明確に認める認識を示している⁽⁴⁾。一方、日本は2007年にICCに加盟し、その発展に寄与する方針を示しているものの、人道に対する罪やジェノサイド罪を刑法に導入する措置は取られていない。日本ではICCと東京裁判とを関連づける議論もあまりおこなわれていないが、国際刑事司法の発展に参画していくためには、東京裁判の意義をその限界や問題点も含めて問い直し、その背景となった日本の侵略戦争やその下でおこなわれた非人道的行為についても検証していく必要があるだろう。そうした意味において、東京裁判にも深く関わるテーマを扱った本書は、とりわけ日本にとって重要な意義を有する著作であると言えよう。

(4) 一例として、2010年11月のニュルンベルク裁判記念館（Memorium Nürnberger Prozesse）の開館に際して、ヴェスターヴェレ外相がおこなった演説を参照。<http://www.auswaertiges-amt.de/DE/Infoservice/Presse/Reden/2010/101121-BM-Memorium-Nbger-Prozesse.html>

（2012年11月6日閲覧）。

同記念館はニュルンベルク裁判の舞台となったニュルンベルク司法館（das Nürnberger Justizgebäude）の一角に、ニュルンベルク市、バイエルン州、連邦が資金を拠出して設置された。